

津市物品購入等契約基準

平成22年4月1日

(趣旨)

第1 この基準は、本市が行う物品の購入、修理及び借入れ並びに業務委託（工事等に係る調査、測量、設計等の委託を除く。）（以下「物品購入等」という。）の契約方法、業者の選定方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(契約方法)

第2 本市が行う物品購入等の契約方法は、下記の基準により一般競争入札、指名競争入札又は随意契約によるものとする。

一般競争入札	予定価格が2,000万円以上の物品購入等の契約で随意契約によるもの以外のもの
指名競争入札	予定価格が2,000万円未満の物品購入等の契約で随意契約によるもの以外のもの
随意契約	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項各号に該当する物品購入等の契約

(業者選定)

第3 指名競争入札及び随意契約に参加させる者については、津市競争入札参加資格者名簿に登載されている者から希望業種に基づき、次の順位で選定を行う。

- (1) 第1順位 市内業者（本市の区域内に本社又は本店（以下「本社等」という。）を有する者）
- (2) 第2順位 準市内業者（前号以外の者で本市の区域内に契約権限の委任を受けた支社、支店等（以下「支社等」という。）を有するもの）
- (3) 第3順位 市外業者（前2号以外の者で県内に本社等又は支社等を有するもの）
- (4) 第4順位 県外業者（前3号以外の者）

2 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、選定を見合わせるものとする。

- (1) 津市建設工事等指名停止基準に基づく指名停止期間中である者
- (2) 経営の内容及び信用状態が不健全であると認められる者
- (3) 津市競争入札参加資格者名簿に登録されている所在地での営業実態がない者
- (4) 不誠実な行為が認められる者
- (5) 当該契約についての技術的適正（許可、認可等を含む。）又は履行能力がないと認められる者
- (6) 今までの契約の履行成績が不良であったと認められる者
- (7) その他市長が不适当と認める者

(選定業者数)

第4 指名競争入札及び随意契約に係る必要な選定業者数は、次の表のとおりとし、第3に示す順位に従い、選定業者数を満たす順位まで選定する。その場合、その順位の登録

業者を全者選定する。ただし、対象となる業者数を選定することが困難な場合等、特別な事情のある場合は、この限りでない。

物品の購入及び修理	選定業者数
500万円以上	6者以上
200万円以上500万円未満	5者以上
80万円超200万円未満	3者以上
5万円以上80万円以下	2者以上
5万円未満	1者以上

業務委託	選定業者数
500万円以上	6者以上
200万円以上500万円未満	5者以上
50万円超200万円未満	3者以上
5万円以上50万円以下	2者以上
5万円未満	1者以上

借入れ	選定業者数
500万円以上	6者以上
200万円以上500万円未満	5者以上
40万円超200万円未満	3者以上
5万円以上40万円以下	2者以上
5万円未満	1者以上

- 2 物品の購入、修理及び借入れについては予定価格20万円以下、業務委託については予定価格50万円以下の選定業者数は、納入場所及び業務場所を考慮し、調達契約課長が定める地域において選定することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成22年4月1日から施行する。ただし、業務委託については、別に定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2の規定にかかわらず、当分の間、一般競争入札に関する基準については、物品の購入の契約に関してのみ適用するものとする。
- 3 当分の間、第3第1項各号の規定にかかわらず、業務委託（希望業種のうち予定価格が50万円以下の建築設備清掃、貯水槽清掃、浄化槽保守点検、空調・給排水設備保守点検、通信・放送設備保守点検及び消防用設備保守点検並びに予定価格が750万円未満の建築物清掃、屋外清掃、警備（機械警備は除く。）及び人材派遣に係るものを除く。）

に係る同項の規定の適用については、同項第 1 号の第 1 順位の市内業者及び同項第 2 号の第 2 順位の準市内業者の両者を第 1 順位とし、同項第 3 号の第 3 順位の市外業者及び同項第 4 号の第 4 順位の県外業者の両者を第 2 順位とする。

- 4 前項の場合においては、第 4 第 1 項の業務委託に係る表の規定にかかわらず、同規定を適用しない。

附 則

この基準は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。